



宇都宮市上下水道局



資料 2

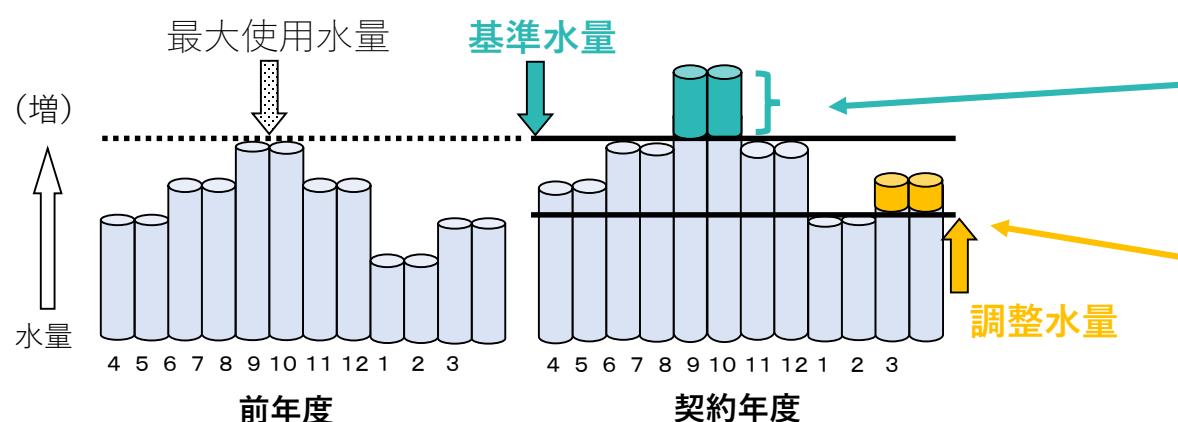
# 第6回宇都宮市水道料金等審議会

## ～個別需給給水契約制度（大口需要者特約制度）について～

# 個別需給給水契約制度（大口需要者特約制度）について

## ■制度概要

導入の目的	・渴水時等における生活用水の確保 ・大口需要者が水道を利用しやすい環境を整備し、水道離れの抑制を図る
適用要件	・水道を継続して1年以上使用していること ・直近1年で、1メーターにつき使用水量が3,000m <sup>3</sup> 以上のある月が6月以上あること



①直近1年の最大使用水量を超えた水量について、制度適用単価により料金を算定する

○適用後単価（201m<sup>3</sup>以上）：69円（税抜）  
※適用前の現行料金単価：308円（税抜）

②一方で、渴水などの非常時には調整水量※を設定し、当該水量を超えて使用した場合には、平常時より高額な単価が適用される

○適用後単価（201m<sup>3</sup>以上）：388円（税抜）  
※調整水量は基準水量に70～95%を乗じて算出

## ■現状

- ・大口需要者の水道離れに一定寄与していると考えられるものの、平成19年の導入以降、利用者は年々減少（平成19年度：20者 ⇒ 令和6年度：9者）
- ・調整水量による適用（制度概要の②）は、導入から適用実績がない

大口需要者の水道離れを抑止するため、適用要件（適用対象、基準水量等、調整水量等）について緩和の方向で制度の見直しを検討する。